

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に抗議し、撤回を求める会長声明

平成26年7月1日、内閣は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」は、憲法上許容されると考えるべきであるとする閣議決定を行った。これは、集団的自衛権の行使を容認するものであり、集団的自衛権の行使はできないとする従来の政府の憲法解釈を変更するものである。

集団的自衛権の行使容認は、自国が攻撃されていないにもかかわらず、他国間の戦争に、日本が参加することに道を開くものである。集団的自衛権の行使は、前文で平和的生存権を確認し、第9条で戦争放棄、戦力不保持及び交戦権否認を定めた恒久平和主義をとる日本国憲法の下では許容できないとするのが、従来の政府解釈であり、学説における通説的な見解である。

閣議決定によって憲法による歯止めを緩和させる方向へ解釈変更を行うことは、憲法によって国家権力を制約するという立憲主義に反するとともに、厳格な憲法改正手続を定める第96条を潜脱して国民の意見が反映されないままに実質的に憲法改正を行うことになる。

その上、この閣議決定は、一定程度、集団的自衛権の行使を限定するものとしているが、限定する文言は極めて幅の広い不確定概念であり、内閣の解釈によって現実的な運用の幅は大きく、歯止めとして機能することは期待できない。むしろ、内閣の判断による恣意的な運用を可能とするものである。

以上のとおり、この閣議決定は憲法に反しているので、当会は、この閣議決定に強く抗議するとともに、その撤回を求める。

平成26年8月18日

青森県弁護士会

会長 源 新 明